

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 「地域未来投資促進法」に即し、地域経済牽引事業を実施する事業者及び企業立地促進に向けた取組を行う都市自治体に対する支援の充実を図ること。
 - (2) デジタル・トランスフォーメーションなど生産性向上に向けた取組や事業の転換を行う事業者に対する支援の充実を図ること。
 - (3) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等が経営基盤強化のため行う設備投資等に係る財政支援を拡充すること。
 - (4) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (5) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (6) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
 - (7) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理及び商店街における起業等に対する支援を充実すること。

また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策など必要な支援を講じること。
3. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正す

ること。

4. 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、推進事業における人件費に係る時限措置を廃止すること。

5. 都市自治体に取り組む食品ロス削減推進計画の策定や周知啓発経費に対して、十分な財源を確保すること。

6. 新型コロナウイルス感染症対策関係

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

特に、給付金の支給等に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、必要な事業者に迅速かつ十分に行き渡るよう実効性のある制度設計にするとともに、各種支援策に関するサポート体制や広報等を強化するほか、以下の措置を講じること。

(1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に推進するため、地域や業種を限定しない事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

(2) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資の再度の実施、政府系金融機関による貸付の融資枠の拡大や実質無利子・無担保融資の期限の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、償還期間の延長、速やかな資金提供の実施などについて引き続き金融機関に要請を行うこと。

(3) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

また、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について柔軟な対応を行うよう積極的な働きかけを引き続き行うこと。

(4) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資、業態の転換等を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。

(5) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転や

サテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。

(6) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

(7) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置等を実施すること。

また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、財政措置を講じること。

(8) 疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において事業者支援等を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。